

「工事現場に掲げる標識類について」の改定箇所（新旧対照表）

旧（平成29年3月）	新（令和3年4月）
<p>建設業法等により、請負業者は工事現場における標識類の掲示が義務付けられています。主な標識類は次の5種類で、種類により掲示義務の発生条件、掲示場所が異なります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業の許可票 2 労災保険関係成立票 3 施工体系図 4 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示 5 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識 <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業の許可票 <ol style="list-style-type: none"> (1) 根拠法令 建設業法 第40条 建設業法施行規則 第25条 (2) 掲示場所 工事現場の公衆の見やすい場所 (3) 留意事項 ア 元請の会社のみならず、下請の会社が建設業許可を得ている場合は掲示すること。 	<p>建設業法等により、請負業者は工事現場における標識類の掲示が義務付けられています。主な標識類は次の5種類で、種類により掲示義務の発生条件、掲示場所が異なります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業の許可票 2 労災保険関係成立票 3 施工体系図 4 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示 5 建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識 <ol style="list-style-type: none"> 1 建設業の許可票 <ol style="list-style-type: none"> (1) 根拠法令 建設業法 第40条 建設業法施行規則 第25条 (2) 掲示場所 工事現場の公衆の見やすい場所 (3) 留意事項 ア <u>元請の会社は掲示すること。下請の建設業者については掲示を要しません。</u>